

2 令和7年度実施計画

実施要領	実施計画の内容
第3. 地域技能振興コーナー事業	
1 事業の実施体制等	
(1) 地域技能振興コーナー ア 都道府県単位の地域の窓口となるコーナーを設置すること。 イ コーナーでは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行うものとする。 ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行うものとする。	(1) 地域技能振興コーナー ア 都道府県単位の地域の窓口となるコーナーを設置すること。 宮崎県技能振興コーナーを設置し、能力開発事業及び能力評価試験等のノウハウを持つ職員及び訓練に関し専門的な知識を有する訓練コーディネーターを1名配置し、本事業を適正かつ効果的に実施します。 イ コーナーでは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行うものとする。 当コーナーに窓口を設け、訓練コーディネーターが、若年技能者の人材育成に関する相談・援助及び訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導の相談・援助並びにもものづくりマイスターの派遣のコーディネート等を行います。 連携会議については、少なくとも年2回開催し、事業の円滑・効果的な実施が図られるように運営します。 ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行うものとする。 当コーナーにおける事業の進捗状況、実績等について、センターに必要な報告を行います。
(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制 ア 地域技能振興コーナー長の配置 イ 一般職員及び事務補佐員	(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制 ア 地域技能振興コーナー長の配置 イ 一般職員及び事務補佐員の配置 宮崎県技能振興コーナーの実施体制は、次の通りとします。

の配置	宮崎県技能振興コーナー コーナー長（宮崎県職業能力開発協会事務局長兼務） 事務担当者（同協会訓練振興課長兼務） 事務担当者（同協会訓練振興課専門主幹兼務） 事務担当者（同協会訓練振興課主事兼務） 訓練コーディネーター 事務補佐員（非常勤職員）
2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について	
（１）ものづくりマイスターの開拓 企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行うこと。 令和７年度ものづくりマイスター新規認定数の目標数は仕様書に示すとおりとする。 なお、ものづくりマイスターの職種については、地域事情を考慮してもなお偏りが見られるため、職種の偏重解消に努めるよう留意すること。 また、過去３年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認するとともに、活動継続する意思がない又は活動継続が困難である等のものづくりマイスターについては、登録解除の手続を行うとともに、ものづくりマイスターデータベースの記録の削除も行うこと。	（１）ものづくりマイスターの開拓 ものづくりマイスターの確保については、当協会関連の高度熟練技能者、全技連マイスター及び技能検定特級・１級の合格者等に重点的に広報を行います。 また、関連企業等の訪問等を行い、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行います。 活動日数：24日（3日×8月×1名） なお、過去３年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、6月末までに活動意思確認調査を実施し、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続き・マイスターデータベースの記録の削除を行います。
（２）ものづくりマイスターへの説明 認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等	（２）ものづくりマイスターへの説明 認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知します。

講習を受講する必要がある旨を周知すること（センターが定める免除基準に該当する場合を除く。）。	
（３）申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行うこと。申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出すること。	（３）申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請書の受理、確認を行い、取りまとめて中央技能振興センターに提出します。
（４）ものづくりマイスターに対する研修 コーナーは、新たに認定を行ったものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施すること。 ア 研修の開催頻度や時期 年２回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施すること（ものづくりマイスターの認定件数等に応じて回数を上下して差し支えない。）。 イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援（第２．３（２）参照）を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるように	（４）ものづくりマイスターに対する研修 ア 研修の開催頻度や時期 新たに認定されたものづくりマイスターに対して、指導技法を学んだ講師等が指導技法の習得・向上のための講習を行います。 また、過去３年間一度も活動実績のないものづくりマイスターに対しては、まず、６月末までに活動意思確認調査を実施し、継続と回答したものづくりマイスターに対しては、新規認定ものづくりマイスターと一緒に講習を実施します。 実施時期：７月・１１月・１月に各１回（計：３回予定） イ センターから提供を受けた指導技法等講習資料の活用等により、指導技法の習得・向上のための講習を行い、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるようにします。 ウ 交通費の負担 指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給します。ただし、受講手当は支払わないこととします。

すること。 なお、研修においては、受講者に怪我のないように、安全に十分配慮して実技指導に当たるよう、ものづくりマイスターに入念に伝えること。 また、必要に応じ個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修を適宜行うこと。 ウ 交通費の負担 指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給することができる。ただし、受講手当は支払わないこと。 エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 第2.3(2)ア(ウ)に定める「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行うこと。 参加するものづくりマイスターに対して、コーナーから謝金及び旅費を支払うことができる。なお、2名程度の参加を見込む(※)こと。	エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 ものづくりマイスターの資質向上に資するため、センター主催「事例発表・意見交換会」への参加勧奨を積極的に行います。
3 ものづくりマイスターの活用に係る業務について	
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 コーナーの相談窓口におい	(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 ア・イ・ウ 技能振興コーナーに窓口を設け、訓練コーディネータ

ては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行うこと。 ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法への相談・援助 イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや、実技指導等の相談・援助 ウ ものづくりマイスターの派遣やそのためのコーディネート	ーを1名配置し、若年技能者の人材育成に関する相談・援助及び訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導等の相談・援助並びにものづくりマイスター派遣のコーディネート等を行います。 活動日数：36日（3日×12月×1名）
（2）ものづくりマイスターの派遣による指導の実施 ア 派遣対象企業等・指導対象者 （ア）派遣対象企業等は、次のとおり。 ① 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいう。以下同じ。） ② 業界団体（商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。以下同じ。） ③ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く。）	（2）ものづくりマイスターの派遣による指導の実施 ア 派遣対象企業等・指導対象者 （ア）派遣対象企業等は、次のとおりとします。 ① 中小企業 ○ 技能検定課題等を活用した実技指導の実施 企業数：12社 受講者数：1社（1訓練）4名 期 間：4日間 延べ日数（人日）[ものづくりマイスターの活動数] 4名×12社×4日＝192人日 ＜実施職種＞ プラスチック成形、機械検査、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤）、機械保全、シーケンス制御、電気機器組立て、溶接、塗装、左官、板金、造園、畳製作、婦人子供服製造、建築大工、家具製作、広告美術仕上げなど ② 業界団体 ○ 技能検定課題等を活用した実技指導の実施 団体数：4団体

受講者数：1 団体(1 訓練)4 名

期 間：4 日間

延べ日数(人日)[ものづくりマイスターの活動数]

4 名× 4 団体×4 日＝ 64 人日

<実施職種>

プラスチック成形、機械検査、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤）、機械保全、シーケンス制御、電気機器組立て、溶接、塗装、左官、板金、造園、畳製作、婦人子供服製造、建築大工、家具製作、広告美術仕上げなど

③ 工業高校等学校及び専修学校・各種学校

○ 技能検定課題等を活用した実技指導の実施

学校数：25 校

受講者数：1 校(1 訓練)8 名

期 間：5 日間

延べ日数(人日)[ものづくりマイスターの活動数]

8 名×25 校×5 日＝ 1,000 人日

<実施職種>

プラスチック成形、機械検査、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤）、機械保全、シーケンス制御、電子機器組立て、溶接、塗装、左官、板金、造園、畳製作、婦人子供服製造、建築大工、家具製作、広告美術仕上げなど

○ 技能競技大会課題を活用した実技指導の実施

学校数：2 校

受講者数：1 校(1 訓練)5 名

期 間：5 日間

延べ日数(人日)[ものづくりマイスターの活動数]

5 名×2 校×5 日＝ 50 人日

<実施職種>

造園、機械加工、電子機器組立て、配管、左官、とび、建築大工、電工、家具製作、メカトロニクスなど

○ 若年者ものづくり競技大会及び技能五輪全国大会参加者への実技指導の実施

	職種数：3 職種 受講者数：1 職種(1 訓練)2 名 期 間：15 日間 延べ日数(人日)[ものづくりマイスターの活動数] $2 \text{ 名} \times 3 \text{ 職種} \times 15 \text{ 日} = 90 \text{ 人日}$ ○ 認定訓練校の自前訓練への派遣指導の実施 職種数：2 職種 受講者数：1 職種 (1 コース) 1 名 期 間：5 日間 延べ日数 (人日) [ものづくりマイスターの活動数] $1 \text{ 名} \times 2 \text{ 職種} \times 5 \text{ 日} = 10 \text{ 人日}$ 合計 1,406 人日 (注：左記欄①～④の類型ごとに派遣目標 (人日) を定め、合計人日も記載すること。)
(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施 イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 ウ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等 (以下「公共施設等」という。) における「ものづくりの魅力」発信 エ ものづくりの魅力、技術者の持つ技能を伝えるための各種大会を通じての「ものづくりの魅力」発信	(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施 地域若者サポートステーションからものづくりマイスターの派遣要請等があった場合には、積極的に実施の検討を行い、協力に応じます。 $1 \text{ 名} \times 2 \text{ 職種} \times 1 \text{ 日} = 2 \text{ 人日}$ イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 県内の小中学校等の児童・生徒、教師及び保護者を対象に「ものづくりの魅力」発信事業として、講義・ものづくり体験を行います。 ○ 小中学校等からの要請に基づいて、小中学校等にもものづくりマイスターを派遣し、ものづくりの魅力を伝える講義やものづくり体験教室を実施します。 なお、実施に当たっては、児童・生徒だけではなく、「ものづくり」に対する理解を深め、児童・生徒や保護者に必要な助言等を行ってもらうことが期待される教師や、児童・生徒の進路決定

	に大きな影響を与える保護者も対象とします。 学校数 : 35 校 受講者数 : 44 名 (1 校・1 学年) 延べ日数 (人日) [ものづくりマイスターの活動数] 44 名 × 35 校 = 1,540 人日 ウ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等 公民館や集会所等の公共施設を使って、小中学生や地域住民参加型の合同ものづくり体験を実施します。 延べ日数 (人日) [ものづくりマイスターの活動数] 40 名 × 5 日 = 200 人日 ショッピングモールのイベントエリアで実施する「技能まつり」へものづくりマイスターを派遣し、参加者にもものづくりや技能の重要性・必要性について、理解を深めていただくように努めます。 開催時期 : 11 月 実施職種 : 12 職種 × 2 日 実施内容 : 製作実演、ものづくり体験の実施 延べ日数 (人日) [ものづくりマイスターの活動数] 650 名 × 2 日 = 1,300 人日 合計 3,042 人日 (注 : 左記欄のア～ウごとに派遣目標 (人日) を定め記載すること。エは大会が開催される県のみ記載すること。)
(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施	(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施 ものづくりマイスターの対象分野に該当しない職種等については、熟練技能者等を派遣します。 25 名 × 2 職種 × 1 日 = 50 人日
4 地域における技能振興事業の実施	
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等 本事業において、技能五輪全国大会の予選を実施すると	(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等 ア 技能五輪全国大会の予選の実施 技能五輪全国大会の予選を、次のとおり実施します。

ともに、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加を援助することとし、若年者の技能レベル向上を図ることとする。

ア 技能五輪全国大会の予選の実施

(ア) 対象地域

予選大会は、各コーナーが担当する都道府県別に実施すること。

(イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施

(ウ) 予選会の競技数・競技職種等

a 本事業で行う予選会の実施職種

b 予選会の参加手数料の徴収

予選会参加者から、参加手数料を徴収すること。

参加手数料の額は、当該都道府県における2級技能検定実技試験受検手数料の額（若年者減免措置後の額）を参酌して定めること。

イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施

コーナーは、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に、当該都道府県の若年技能者が選手として参加する場合に、当該参

(ア) 対象地域

予選大会の対象地域は宮崎県とします。

(イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施

宮崎県職業能力開発協会と共催で予選会を実施します。

(ウ) 予選会の競技数・競技職種等

a 本事業で行う予選会の実施職種

実施職種：電気職種、レストランサービス職種、造園職種

参加人数：電気(3名)、レストランサービス(3名)、造園(4名)

実施時期：4～5月に実施

合計 10名

【補足説明】

この他の職種は技能検定試験が予選を兼ねる。

b 予選会の参加手数料の徴収（令和4年度から実施）

予選会参加者から、参加手数料9,200円を徴収します。

イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施

参加選手とその指導者の参加旅費及び参加選手の道具等の運搬費を援助します。

① 技能五輪全国大会（10職種）

選手：18名、指導者：13名

内支援対象者

選手：15名、指導者10名

② 若年者ものづくり競技大会（5職種）

選手：5名、指導者：5名

合計 選手：23名、指導者：18名

内支援対象 選手20名、指導者15名

【補足説明】

技能五輪全国大会は、10/17～20に愛知県で開催される。

本県からの参加は「配管」「電子機器組立て」「電気」「家具」「フラワー装飾」「洋裁」を予定。

若年者ものづくり競技大会は8/3～4まで香川県で開催される。本県からの参加は「電気工事」「建築大工」「ウェブデザイン」を予定。

加選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行うこと。	
(2) 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和7年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行うこと。	(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 中央技能振興センターが実施する被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツ作成を支援するため、被表彰者の取材を行います。
(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応 両事業のいずれかに認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えること。	(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応 両事業のいずれかを認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、中央技能振興センターに問い合わせるよう伝える等の対応を行います。 【補足説明】 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業については、令和6年に引き続き新規の認定は行わない。 すでに認定された物の変更・廃止の管理業務は実施。
5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について	
(1) 連携会議の設置 コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携会議を設置し、運営すること。	(1) 連携会議の設置 コーナーは、宮崎労働局、県雇用労働政策課、県教育委員会、県高等学校教育研究会工業部会、高齢・障害・求職者雇用支援機構、県技能士会連合会、経営者団体などで構成する連携会議を設置・運営し、事業実施に係る協力関係の構築を図ります。
(2) 連携会議の開催回数 連携会議は、年間2回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や	(2) 連携会議の開催回数 会議は少なくとも年2回開催するものとし、第1回目は当年度の推進計画を決定します。第2回目は当年度の事業進捗状況の報告及び次年度に向けた改善事項の協議等を行います。

技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。 （３）都道府県労働局との連携 大学や専門学校等の教育 （工業高校以外）及び中小企業等における派遣指導について、都道府県労働局と連携の上、派遣先の開拓を実施すること。 前述の連携会議によるほか、５月上旬を目処に労働局職業安定部を訪問し、労働局と相談の上、実態に沿った取組を検討すること。	実施時期 第１回 ５月～６月 第２回 １１月～１２月 （３）都道府県労働局との連携 労働局（職業安定部）を訪問し、教育機関や中小企業等へのものづくりマイスター派遣指導等について相談のうえ連携を深め、派遣先の新規開拓など効果的な事業推進を図ります。 訪問時期 ５月
個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置	
個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置	個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するために、以下の措置を講じます。 （１）メール誤送付 ア メール宛名間違い ① 宛先のアドレスをダブルチェックする。 イ BCC を TO、CC 送付 ① 宛先が BCC かをダブルチェックする。 ウ 誤情報送付 ① 文章及び添付ファイルが正しいかダブルチェックする。 ② 要機密情報を暗号化する。 ③ 文章等のひな形を作成して、それをもとに作成する。（メールの使い回しをしない。） （２）FAX 先誤り ① 宛先、FAX 番号及び文章が正しいかダブルチェックする。 ② FAX 送信後、履歴により送信状況を確認する。 ③ FAX に代えてメールを使用するように業務方法を変更する。 （３）郵送誤り 宛先、文章及び、封入物が正しいかダブルチェックする。 （４）手渡し誤り 手渡す物及び、手渡す先が正しいかダブルチェックする。 （５）誤アップロード アップロードする事項の内容及び、アップロード先

	が正しいかダブルチェックする。 (6) その他 (1)～(5)に定めるものの外、個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止のために受託者としてあらゆる手段を講じる。 (7) 委託者への速やかな報告 情報セキュリティインシデントが発生した際は、委託者に速やかに報告を行う。
--	--